

## 緑区魅力発信協力店（<sup>みどり〜む</sup>緑夢）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、緑区内の企業や店舗と協力・連携して、緑区の魅力を区内外に広く発信していく緑区魅力発信協力店（<sup>みどり〜む</sup>緑夢）事業について、必要な事項を定める。

（対象）

第2条 緑区内に住所を有する事業所、店舗及び販売所とする。ただし、次の各号に掲げる業種又は事業者は除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (5) ギャンブル（宝くじを除く）に関する業種
- (6) 投機の商品に関する業種
- (7) たばこに関する業種
- (8) 占い、運勢判断に関する業種
- (9) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (11) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 本市の市税を滞納している事業者
- (16) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (17) その他、緑区魅力発信協力店として不適当なもの。

（事業の実施方法）

第3条 本事業は、緑区魅力発信協力店（<sup>みどり〜む</sup>緑夢）（以下「協力店」という。）が緑区役所又は関係団体などの作成するチラシ、ポスター等を配布、掲示する等、緑区の情報発信に協力し、緑区役所が緑区のホームページ等で協力店を公表することにより実施する。

（協力店の登録等）

第4条 協力店として登録を受けようとする者は、緑区魅力発信協力店（<sup>みどり〜む</sup>緑夢）登録申請

書（様式第1号）に緑区魅力発信協力店（<sup>みどりへむ</sup>緑夢）事業確認シート及び宣誓書（様式第1号別紙）を添付して緑区コミュニティ課に申請するものとする。

（登録の決定）

第5条 緑区コミュニティ課は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、登録の可否を決定するものとする。

2 緑区コミュニティ課は、前項の規定により登録を決定したときは、緑区魅力発信協力店（<sup>みどりへむ</sup>緑夢）登録決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第6条 申請者は、第4条により申請した内容を変更し、又は、登録を辞退する場合は、緑区魅力発信協力店（<sup>みどりへむ</sup>緑夢）変更（辞退）届（様式第3号）により、あらかじめ緑区コミュニティ課に届け出なければならない。

（協力店登録の取消し）

第7条 緑区コミュニティ課は、協力店が次のいずれかに該当したときは、登録を取消し、緑区魅力発信協力店（<sup>みどりへむ</sup>緑夢）登録取消通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

- (1) 協力店が緑区魅力発信協力店（<sup>みどりへむ</sup>緑夢）事業確認シート（様式第1号別紙）の申請内容に違反する行為を行ったとき。
- (2) 協力店が第6条に基づき登録の辞退を届け出たとき。
- (3) 協力店が区外移転または廃業となったとき。
- (4) その他、緑区コミュニティ課が協力店として不適切と判断したとき。

（協力店一覧の公表）

第8条 緑区コミュニティ課は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに公表するものとする。

- (1) 協力店として登録したとき。
- (2) 前条第1項の規定により登録を取り消したとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、緑区コミュニティ課長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

この要綱は、令和4年9月12日から施行する。